

## 月 60 時間超の割増賃金率の変更

池山 佳子

月 60 時間を超える法定時間外労働に対して 50% の割増賃金を支払うのは大企業のみで、中小企業については猶予措置が適用されていました。しかし 2023 年 4 月からは中小企業においても大企業と同様に割増賃金率が 50% となります。

### ● 制度概要

(2023年3月31日まで)			(2023年4月1日から)		
月60時間超の残業割増賃金率 大企業は 50% (2010年4月から適用) 中小企業は 25%			月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% ※中小企業の割増賃金率を引き上げ		
1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間) を超える労働時間			1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間) を超える労働時間		
	60時間以下	60時間超		60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%	大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%	中小企業	25%	50%

▶2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げ対象となります。

### ● 対応

#### ① 労働時間の把握

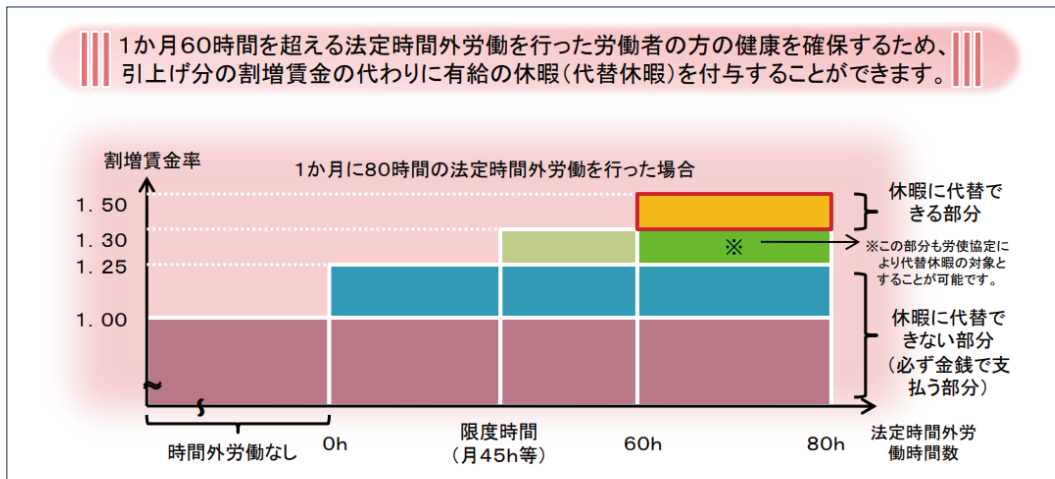
現状の労働時間を把握しましょう。労働者の業務量に偏りがある場合は是正も検討した上で、新制度後の人件費のシミュレーションも必要です。

#### ② 勤怠システムの整備

自己申告等で労働時間を管理している場合は、これを機に勤怠システムへの移行も検討しましょう。

### ③ 代替休暇の検討

代替休暇とは、月 60 時間を超える法定時間外労働を行った労働者に対して、月 60 時間を超える労働時間の割増賃金に代えて有給の休暇を付与する制度です。この制度の利用には労使協定が必要です。労使協定を締結しても、労働者に代替休暇を義務付けることはできません。代替休暇を取得するか否かの判断は労働者に委ねることになります。



月 60 時間を超える時間外労働を課す場合は、今まで以上に人件費に気を配ることが必要です。労働時間を見る化し、効率化を図ることが急務となってきました。また、時間外手当の計算の際には、割増率の変動にも気を付けていきましょう。

#### 【引用】

- ・ 2023 年 4 月 1 日から月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます <https://www.mhlw.go.jp/content/000930914.pdf>
- ・ 改正労働基準法のポイント <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000uefi-img/2r9852000000ugqj.pdf>

## ビットコイン取引の税務について

本村 正登

ビットコインというものをご存知でしょうか。  
もしかしたら実際に購入されたことがある方もいらっしゃるかもしれません。



「ビットコインなんて聞いたこともない」という方のために簡単にご説明しますと、ビットコインは平成20年(2008年)に生まれた暗号資産のことで

暗号資産は「ブロックチェーン」という改ざんに強い技術を活用しており、投資対象のほかにも決済手段や契約の仕組み、ゲーム、芸術の世界など、様々な分野で活用されています。以前は「仮想通貨」として知られていましたが、現在は「暗号資産」と呼ぶのが正しいようです。

この記事執筆している令和4年12月時点で、1ビットコインあたり230万円を超える金額で取引されています。平成20年にはピザ2枚(25ドル)が1万ビットコインと初めて交換され、一部で話題になりました。ピザ2枚の価値を現在の価格に直すと、230億円で取引されたこととなります。その当時に少額でも投資していた方は、僅か12年ほどで大資産家になっていることでしょうね。

とはいえ、一般的に投資対象としての認識が高まってきたのはここ数年のことです。まだまだ投資対象としては少数派の印象を受けますが、最近の円安傾向もあってか、円安のリスクヘッジとしてビットコインをはじめとする暗号資産の所有を検討する方も増えているようです。

暗号資産投資をする際に注意しなければならないのが、税金問題です。日本では暗号資産の取引によって利益が出た場合は課税の対象となります。収入は「雑所得」とされ、他の所得と合算されます。1ヶ所のみから給与を受け取っている方の場合、給与および退職所得以外の所得が年間20万円以下であれば確定申告の必要はありません。

しかし、給与および退職所得以外の所得が20万円を超える場合には確定申告が必要となります。暗号資産の取引で言えば、その取引により利益が出た場合です。

暗号資産の利益が確定するタイミングは大きく分けて以下の3つがあります。

1. 売却したとき (購入価格 < 売却時の価格)
2. 決済に使ったとき (購入価格 < 支払時の価格)
3. 別の種類の暗号資産に交換したとき (購入価格 < 交換時の価格)



1については比較的分かりやすいですが、2、3は利益が発生した認識がない場合が多く、盲点になりがちです。また、利益の計算方法には総平均法と移動平均法があり、税務署への届出制となっています。

軽い気持ちで始めてみたものの、税金計算のときになって慌てるケースもあるようですので、少なくとも取引の記録はしっかりと残されることをおすすめいたします。

利益の計算や申告について詳しくお知りになりたい場合は、弊社担当者までお問い合わせください。